

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！一度の手続きで卒業まで安心！

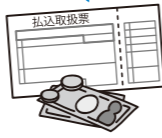
- 1 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
- 2 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
- 4 6月中旬頃、加入者証が到着する。

保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

記入例に従いご記入ください。「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。

振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担です。

加入手続き完了



加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。
*送付先は扶養者住所です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款により、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	有限会社アイディアル保険	〒970-8036 福島県いわき市平谷川瀬一丁目5-10 (TEL0246-21-7047 FAX 0246-35-5963) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生課）までお問い合わせください。
--------------------	--------------	--

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	有限会社アイディアル保険	TEL0246-21-7047(代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、東京海上日動安心110番「0120-119-110」へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	--------------	--

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) いわき支社	〒970-8026 福島県いわき市平字大町10-4 (TEL 0246-23-1366 FAX 0246-23-4394)
--------	---------------------------------	--

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生課）までお問い合わせください。

2019年12月作成
19-T04898

医療創生大学 学生・保護者の皆様へ！



サイちゃん

学生生活や日常生活のもしもを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険
(付帯学総)

付帯学総にご加入いただく場合、学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入が必要です。学研災の加入については、大学までお問い合わせください。

学生自身の病気やケガ、
インターンシップ中や自転車運転中の高額賠償事故などを、
24時間、365日幅広く補償します。

かぜによる通院でも1日目から対象
調剤薬局で処方された薬代金も対象

通院1日目から補償



©東京海上日動

保険金お支払い例

- 治療費用（病気）：発熱のため通院した。
…お支払い保険金：3,860円
- 治療費用（ケガ）：学校行事の準備中、
右足親指を強打し負傷した。
…お支払い保険金：12,220円

インターンシップやアルバイト中も補償の対象となります！
全国各地の自転車条例にも対応しています！

個人賠償責任
示談交渉サービス付

©東京海上日動

保険金お支払い例

個人賠償責任：自転車で、停車中の車に追突した。
…お支払い保険金：100,954円

メディカルアシスト

自動セット

一人暮らしの学生も安心です！！
お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

申込締切

2020年 3月27日(金)

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2020年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は振込日翌日から補償開始となります。
- 2020年4月30日以降にお振込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。
- 退学等の場合には、残期間に応じてご返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

医療創生大学

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で行行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。
国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害(*1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用(*1)(*2)(*3)

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

3	4,380	4
3	4,380	4

ケガ・病気で国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(*4)を保険金としてお支払いします。

(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。)

(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日:2020/4/15のケース
60日を経過した日:2020/6/13
60日を経過した日の属する月の末日:2020/6/30
2020/4/15~2020/6/30の治療がお支払対象

(*3) 保険期間の開始時に発症した病氣、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*4) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 学資費用(*1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金(ケガ)
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ)
お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。
(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

空き果が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



免責金額(自己負担額)	5,000円
-------------	--------

※建物外に持ち出している間も補償されます。

7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付 *1

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限り、(親族:配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。)-6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要で予約受付は、24時間365日。
- *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。
※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。
※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等をご確認ください。
※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。



ご加入タイプ

ご加入タイプ	自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。		一人暮らしの学生			
	薬学・心理学・健康医療科学部	看護学部	薬学・心理学・健康医療科学部	看護学部		
1 個人賠償責任(*1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円					
2 死亡・後遺障害(*2) ケガ	300万円	100万円	300万円	300万円	100万円	100万円
3 入院・通院(*3) ケガ	治療費用実費 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償					
4 救援者費用等	300万円	100万円	300万円	300万円	100万円	100万円
5 学資費用(*4)(*5) ケガ	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
6 生活用動産(*6)	対象外	対象外	50万円	80万円	50万円	80万円
7 借家人賠償責任(*6)	対象外	対象外	300万円	500万円	300万円	500万円

ご加入タイプ	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり					
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2026年3月卒業予定者 (6年間分保険料)	88,980円	—	97,240円	102,380円	—	—
2025年3月卒業予定者 (5年間分保険料)	74,050円	—	81,390円	85,960円	—	—
2024年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	56,920円	50,740円	62,910円	66,590円	56,730円	60,410円
2023年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	41,160円	36,400円	45,750円	48,610円	40,990円	43,850円
2022年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	26,860円	23,550円	30,070円	32,070円	26,760円	28,760円
2021年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,160円	12,270円	16,000円	17,140円	14,110円	15,250円

- (*1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*4) 独立生計の学生はお選びいただけません。
- (*5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (*6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B)にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間	卒業予定年次に応じて	
6年間	2026年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで6年間
5年間	2025年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで5年間
4年間	2024年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2024年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2023年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2023年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2022年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2022年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2021年3月卒業予定者	2020年4月1日(午前0時)より2021年4月1日(午後4時)まで1年間

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

付帯学総 Q&A

- Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか?
A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。
- Q 申込締切後の加入は可能ですか?
A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また全ての項目が必須項目ですので、記入もれのないようご確認をお願いします。訂正の場合は——で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

2020年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

6 学生の卒業予定年参考
7 学生の生年月日欄参考
8 学生の生年月日欄参考
9 学生の生年月日欄参考

卒業まで	卒業予定	平成 8 年	1996 年
6 年間	2026 年 3 月	平成 9 年	1997 年
5 年間	2025 年 3 月	平成 10 年	1998 年
4 年間	2024 年 3 月	平成 11 年	1999 年
3 年間	2023 年 3 月	平成 12 年	2000 年
2 年間	2022 年 3 月	平成 13 年	2001 年
1 年間	2021 年 3 月	平成 14 年	2002 年

00 東京		払込取扱票	
口座記号番号		金額	
001100	298307	千	百
		56920	
加入者名 学総口(財)日本国際教育支援協会		料	備考
2020 ※〒 970-8551 ※扶養者の電話番号 0246-29-7118 ※学研災への加入		切り取ら ずにお 出さ ない で	
※住所 福島県いわき市中央台飯野 5-5-1		加入タイプ A	
※フリガナ ソクセイ タロウ		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※署名 創生 太郎		加入タイプ A	
扶養者(払込人) 父		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
学生(保険の対象となる方) 医療創生大学		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※学部学科 〇〇学部〇〇学科		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※フリガナ ソクセイ イチロウ		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※氏名 創生 一郎		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※★学生の生年月日(西暦で記入) ※お住まいのお客先 ※学生の電話番号(携帯等)		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
2001年4月5日		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	

- ご署名ください。
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

- 学研災(学生教育研究災害傷害保険)に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。学研災のご加入に関しては、所属大学の担当窓口(学生課)までお問い合わせください。
- 大学院生は専攻等をご記入ください。
- 他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。
- 通学の拠点となるお住まいが自宅か一人暮らし(下宿・寄宿舎等)かをお答えください。

加入者証は●月中旬頃を目処にお送りします。

19-T01779 2019年7月作成

払込取扱票

00 東京		払込取扱票	
口座記号番号		金額	
001100	298307	千	百
加入者名 学総口(財)日本国際教育支援協会		料	備考
2020 ※〒 - ※扶養者の電話番号 - ※学研災への加入		切り取ら ずにお 出さ ない で	
※住所		加入タイプ A	
※フリガナ		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※署名		加入タイプ A	
扶養者(払込人) 父		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
学生(保険の対象となる方) 医療創生大学(021303)		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※学部学科		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※フリガナ		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※氏名		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
※★学生の生年月日(西暦で記入) ※お住まいのお客先 ※学生の電話番号(携帯等)		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
年 月 日		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		加入期間 2020年4月入学 2024年3月卒業	

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

00 東京		振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号		金額	
001100	298307	千	百
加入者名 学総口(財)日本国際教育支援協会		おなまえ	
金額		備考	
扶養者(払込人) 父		備考	
学生(保険の対象となる方) 医療創生大学(021303)		備考	
※学部学科		備考	
※フリガナ		備考	
※氏名		備考	
※★学生の生年月日(西暦で記入) ※お住まいのお客先 ※学生の電話番号(携帯等)		備考	
年 月 日		備考	
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地		備考	

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は●月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを記入してください。

この受領証は、大切に保管してください。

＜個人情報取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



＜ご加入時の同意内容について＞

- 私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。